

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会  
かすがボランティアセンター設置規程施行細則

平成 6 年 4 月 1 日制定

平成 12 年 3 月 29 日一部改正

平成 24 年 3 月 29 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この細則は、かすがボランティアセンター（以下「センター」という。）設置規程（以下「規程」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(ボランティアルームの利用)

第 2 条 規程第 6 条に規定するボランティアルーム（以下「ルーム」という。）の利用目的は次のとおりとする。

- (1) ボランティア活動者の出会いの場
- (2) ボランティア活動者の交流の場
- (3) ボランティア活動者の相互啓発の場
- (4) ボランティア活動の調整
- (5) ボランティア活動の情報、収集提供の場
- (6) ボランティア活動の会議、打ち合わせの場
- (7) ボランティア活動備品、資材等の保管
- (8) ボランティアセンターとの連絡調整
- (9) その他ボランティア活動に必要な作業活動

(ルームの利用方法及び時間)

第 3 条 ルームを利用する者は、利用前にセンターに利用連絡（開設時間内）を行い使用許可を受けなければならない。なお、利用時間は原則として次のとおりとし、年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）は除くものとする。

- (1) 月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 9 時まで
- (2) 土日祝日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(ルーム利用者の遵守事項)

第 4 条 ルームの利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他の利用者に迷惑をおよぼさないこと。
- (2) 危険物又は動物を持ち込まないこと。
- (3) ルームの施設等の利用を終了したときは、これをもとの状態に復し、備品等は所定の場所へ返還すること。
- (4) 社会福祉協議会職員の指示に従うこと。

(利用の制限)

第 5 条 会長は次の各号のいずれかに該当するときは、センター及びルームの利用を制限することができる。

- (1) 利用者が、センター及びルームの設置目的に反する利用をし、又はそのおそれがあるとき。

- (2) 利用者が、規程又はこの細則に違反したとき、若しくはそのおそれがあるとき。
- (3) センター及びルームの管理上支障があるとき。

附 則

- 1 この細則は、平成 6 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この細則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。